

佐賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第七号

佐賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年佐賀県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の同意」を「の規定による協議」に、「同意を得」を「協議をし」に改め、同条第二項中「同意を得よう」を「規定による協議をしよう」に改め、同条第四項中「同意を得た」を「規定による協議をした」に改め、「その同意を得」を削り、同条第五項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改める。

第五条第一項中「、その同意を得」を削り、同条第二項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改める。

第七条第一項中「同意」を「規定による協議」に改め、同条第二項中「の同意」を「の規定による協議」に、「当該同意」を「当該協議」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。